ベネズエラ情勢（内政・外交：平成２８年３月）

１　内政

（１）与党の経済危機に対する取組

９日，ペレス・アバド経済担当副大統領は，他の経済関係閣僚等とともに会見を行い，２月１７日にマドゥーロ大統領が発表した為替切下げに関する新為替スキームの詳細を説明した。同日，本件にかかる官報が公示された（DIPRO：１米ドル１０ボリバルの政府管理下の固定レート，DICOM：SIMADIを引き継ぐ変動制レート）。

（２）与野党の対立

ア　１日，最高裁憲法法廷は，国会による一部公務員に対する参考人招致は不可とし，最高裁判事任命にかかる決定事項を見直し，無効化，撤回することはできないとの判決を公表した。３日，アルプ国会議長は，最高裁基本法は，最高裁が判決文を承認する際には，判事の３分の２（７名中５名）の署名が必要であるにもかかわらず，今回の判決には４名しか署名していない点を指摘し，今次判決自体が無効であるとの見解を表明した。同日の国会本会議は，憲法に規定された国会による他権力に対する監督・検証機能が継続していること，並びに，今次最高裁判決によって民主主義が重大な侵害を受け，憲法上の秩序が侵されたとして，ＯＡＳに対して米州民主主義憲章第２０条の適用・発動（ＯＡＳ常設理事会の即時召集による本件審議）を要請することを決議した。

イ　２日，パドリーノ国防大臣は，国軍関係者に対して，マドゥーロ大統領の許可なくして，国会議員との懇談及び国会による参考人招致に応じないように通達した。

ウ　３日，トレアルバ野党連合ＭＵＤ事務局長は，２日，ＭＵＤ執行部会合において，政権交代にむけて，大統領任期短縮を規定する憲法修正条項の付加，大統領罷免国民投票，大統領辞任を求めるキャンペーンの３つを同時並行で進めることでコンセンサスに至った旨発表した。

エ　８日，トレアルバ野党連合ＭＵＤ事務局長が，危機的状況にある現下の経済情勢を改善すべく，マドゥーロ大統領を退陣に追い込むための３つの戦術（国民を通じた退陣キャンペーン，憲法修正条項付加による大統領任期短縮，大統領罷免国民投票）を実行に移すと発表した。

オ　９日，カプリレス・ミランダ州知事は，全国選挙評議会（ＣＮＥ）が罷免国民投票手続きのための関連書類書式についての公表を遅らせていると批判した。

カ　１２日，野党連合ＭＵＤは，マドゥーロ大統領の退陣を求めるデモ活動をカラカス等で開催した。同日，与党もカラカスにおいてデモ集会を開催し，米国の制裁措置延長等を非難した。

キ　１７日，ガリンド会計検査院院長は，２３州の会計検査院院長をはじめとして，全ての地方会計検査院院長に対して，国会からの召致に対しては，如何なるものであろうとも，自身（ガリンド院長）の許可無くしては応じないよう通達した。

ク　３０日，ロドリゲス・トーレス元内務司法大臣は，テレビ番組に出演する中で，ベネズエラは経済危機の解決策模索のため，与野党が敵対するのを止め対話をする必要があると発言した。

（３）政権交代に向けた野党勢力の働きかけ

ア　７日，ベネズエラ野党国会議員団が，チリを訪問し，ベネズエラの政権交代に向け，ベネズエラ政府に対する米州民主主義憲章の発動のための支援を要請するため，ムニョス外相及びピニェラ前大統領等と会談した。

イ　９日，ベネズエラ野党国会議員団（団長：フロリド国会外交・主権・統合委員会委員長）は，ウルグアイを訪問し，ウルグアイ国会議員メンバーと会合を開き，ベネズエラへの米州民主主義憲章の適用への協力を働きかけた。

ウ　１４日，フロリド国会外交・主権・統合委員会委員長は，ベネズエラへの米州民主主義憲章の発動を要請するため，４月初めに，アルマグロOAS事務総長との会合を予定していると発言した。（当初，１５日の会談が予定されていたが，国会懸案事項対応のため延期を余儀なくされた）

エ　１６日，ＭＵＤ所属国会議員等が，全国選挙評議会（ＣＮＥ）を訪問し，大統領罷免国民投票を実行に移すための署名簿のフォーマットについての説明を求めた。なお，ＭＵＤは，既に，９日もＣＮＥに対して同様の要請をしているが，返答を引き延ばされている状況にある。

オ　２３日，ラリサ・ゴンサレス代理国会議員（野党連合ＭＵＤ所属）が，ペルーを訪問し，同国国会議員等にベネズエラの現状を訴え，政権交代に向けた協力を要請した。

（４）経済非常事態宣言

ア　９日，ペレス・アバド経済担当副大統領は，他の経済関係閣僚等とともに会見を行い，２月１７日にマドゥーロ大統領が発表した為替切下げを旨とする新為替スキームの詳細を説明した。同日，官報にて公示した（DIPRO：１米ドル１０ボリバルの政府管理レート下の固定レートDICOM：SIMADIを引き継ぐ変動制レート）。

イ　１３日，１月１４日に発効したマドゥーロ大統領による経済非常事態宣言（６０日間有効）が，期限切れとなった。

ウ　１４日，カベージョＰＳＵＶ第一副党首（国会議員）は，国会は，経済非常事態宣言を否決する権限を持っておらず，最高裁が経済非常事態宣言の延長について決定する権能を有しているとの独自の見解を表明した。

エ　１７日，国会本会議において，経済非常事態宣言の６０日間延長が否決された。１月１４日に発効した右経済非常事態宣言は，今月１３日に有効期限切れとなり，１１日付官報を以て，同宣言の６０日間の延長が公示されていた。なお，本件については，１３日より，国会審議が始まり，１５日には，イストゥリス副大統領が国会を往訪し，同宣言延長の必要性について説明を行ったが，国会は，同宣言延長の是非を検討する客観的な情報が不足しているとして同宣言延長を否決した。

オ　１７日，国会による経済非常事態宣言６０日間延長の否決を受け，最高裁は，同宣言延長は合憲との判決を発表した。他方で，マドゥーロ大統領は，今次否決を遺憾とし，現国会には何も期待できないと述べた。

（５）国会審議等

ア　１日，国会本会議において，全国生産性向上法案が野党票多数を以て国会第１回審議で可決された。

イ　３日，国会は，第１回審議にて，公共機関情報透明性・公表・アクセス基本法案を可決した。

ウ　３日，国会第２回審議は，中央銀行基本法改正法案を可決し，大統領の承認に付した。

エ　２８日，国会執行部は，マドゥーロ大統領が法案承認プロセスに従わなかったため（法案受理から１０日以内に手続きを進めることが規定されている），３月３日（木）に国会第２回審議で可決した中央銀行基本法改正法を，官報にて公示・発効すべく国家印刷院に送付した。

エ　３１日，最高裁憲法法廷は，１７日，マドゥーロ大統領が中央銀行基本法改正法案の違憲性審査を要請したことを受け，同法案を違憲と判定し，昨年１２月３０日に公示された中央銀行基本法改正大統領法令を有効とする旨宣告した。

オ　１０日，国会は，国民投票基本法案（El Proyecto de Ley Organica de Referendos：国民投票システムの手続き遅延等を回避するため手続き方法を明示する法案）を第１回審議において可決した。なお，与党議員等は反対票を投じている。基本法承認に際しては，議席の３分の２の承認が必要とされるが，当日出席した議員は１２７名で１０１名が賛成票を投じた。

カ　２９日，９時間以上にわたる議論の末（与党議員は強く反発），恩赦法案が野党連合ＭＵＤ票を以て国会第２回審議において可決され，大統領の承認に付された。同日，マドゥーロ大統領は，テロリストや殺人犯を擁護するような同法案を承認することは決してないと述べた。

キ　２９日，最高裁基本法改正法案が国会第１回審議にて可決された。同法案には，判決に至るプロセスを基本的には３０日と限定する他，現行３２名の最高裁判事定員を７０名まで増やすことにより，与党の影響下にある最高裁の動きを牽制する目的がある。

ク　３０日，国会は，年金受給者に対して毎月１１,８５９ボリバルを食料・医薬品購入用セスタチケットとして提供する年金受給者向け食糧・医薬品手当法案を第２回審議で可決。与党議員等は，財源について議論がなされていないことを理由に投票しなかった。

ケ　３１日，ローマ法王がベネズエラにおける対話の重要性を主張したことを受け，国会は，与野党満場一致により，対話を前進させることで合意した。

（６）渇水による発電能力の低下

ア　１２日，マドゥーロ大統領は，与党が開催したカラカス市内におけるデモ集会の中，水・電気不足という緊急事態に対処するため，聖週間の１９日（土）～２７日（日），公的機関を休業とする大統領令を発表した。

イ　１５日に公表された官報第４０８６８号大統領令第２２７６号は，２１日～２３日，節電のため，公的機関に休業を求める大統領令を民間企業にも拡大適用する旨公示した。

（７）鉱山労働者行方不明問題（３月４日から行方不明）

ア　８日，国会本会議において，ボリーバル州南東部トゥメレモ近郊における２８名の鉱山労働者行方不明事件を調査する特別委員会の任命が承認された。同委員会は，アメリコ・デ・グラツィア議員を筆頭として，５名のＭＵＤ所属国会議員で構成され，アルプ国会議長は，当初７名の国会議員で委員会を立ち上げる予定であったが，与党の拒否により，与党議員を含まない委員会構成となった旨説明。ロドリゲス与党ＧＰＰ院内総務は，今次投票を棄権し，政府のイニシアティブによる調査を支持すると発言。野党連合ＭＵＤ指導による特別委員会立ち上げは，マスメディア対策のショーであると批判した。

イ　８日，マドゥーロ大統領は，ボリーバル州の鉱山労働者が多く居住する各市に追加で軍関係者を配置するため特別軍事地区の設定を発表した。また，同日，官報にて鉱山開発活動に関わる先住民の権利を守るための大統領特別委員会委員を任命した，同委員会のメンバーは計８名で，アレアサ大学教育・科学技術大臣，ペレス・アバド産業・商業大臣，デル・ピノ石油鉱業大臣等６名の閣僚を含む。

ウ　９日，サアブ人権擁護官は，ボリーバル州における鉱山労働者の行方不明事件にコロンビア人が関与した証拠があると発表した。サアブ人権擁護官は，マドゥーロ大統領が任命した本件調査のためのハイレベル委員会の委員長を務める。

エ　１４日，検察庁が，行方不明とされていた鉱山労働者等の遺体を発見した。同日，サアブ人権擁護官は，意図的に掘られた穴に放置された１４体の遺体が発見された旨発表した。他方，同日，オルテガ・ディアス検事総長は，行方不明の鉱山労働者２１名のうち１７体の遺体が発見されたと発表。

オ　１６日，オルテガ・ディアス検事総長は，トゥメレモを往訪し今次労働者殺害事件に関する報告を行い，トゥメレモから３０キロ離れた場所に重機で掘られた穴に埋められていた１７体の遺体のうち１４体は既に家族に引き渡された旨発表。また，遺体１６体が頭部に，１体が胸部に銃弾を受けていることも発表した上で，治安当局がこの事件に関わっていた可能性も視野に捜査を続ける旨発言。

カ　１６日，アメリコ・デ・グラツィア議員は，サアブ人権擁護官と会談し，今回の事件を担当する国会分科会が入手した情報を手交。

キ　２９日，トゥメレモにおける今回の事件の調査に貢献する準備があるとしながらも，ランヘル・ゴメス・ボリーバル州知事（与党ＰＳＵＶ所属）は，同日に予定されていた国会招致に応じなかった。

ク　２９日，本事件を調査する国会分科会のアメリコ・デ・グラツィア議員（ＭＵＤ所属）は，これまで死亡が確認された労働者１７名以外に１０名の犠牲者がいると主張した。

（８）その他

ア　７日，カラカス地裁にてロサレス元スリア州知事への予備審理が実施され，カラカスにあるHelicoide拘置所での拘束継続が決定した。

イ　２７日，Telesurカラカス本部は，同テレビ局株式の１６％を有するアルゼンチンが撤退する意向を示した事を受け，同国への正式な回答を準備している旨伝えた。

ウ　３１日夜８時過ぎ，マルコ・トゥリオ・カリージョ・ラ・セイバ市長（ＰＳＵＶ所属）が自宅前で何者かに８発の発砲を受け死亡。

２　外交

（１）米・ベネズエラ関係

ア　３日，オバマ米大統領が，２０１５年３月９日に発令したベネズエラ政府に対する国家緊急事態宣言を１年間延長すると表明した。４日，ロドリゲス外相は，この措置に反発し，米国との関係を見直す旨発表。

イ　７日付当国国防省コミュニケは，米国政府による国家緊急事態宣言の延長を強く非難し，国民と国軍の団結を呼びかけた。また，８日午前，パドリーノ国防大臣は，国軍幹部と共に，国営放送において，本件コミュニケを含む国軍の立場について発表。

ウ　７日，カベージョ国会議員は，オバマ米大統領による国家緊急事態宣言の延長決定に当国野党議員等が反発しないことを愛国心に欠けると非難。

エ　８日，ロドリゲス外相は，オバマ米大統領が，ベネズエラを安全保障上の脅威として国家緊急事態宣言の延長を宣言したにも拘わらず，アルマグロＯＡＳ事務総長が本件に関して何ら発言しないことは米国のベネズエラへの攻撃を容認し，その介入主義に荷担するものだと非難した。

オ　９日，マドゥーロ大統領は，マクシミリアム・サンチェス・アルベライス在米ベネズエラ臨時代理大使を召還する意向を発表した。なお，１０日にトナー米国務省副報道官が記者会見で述べたところによれば，米国政府は，ベネズエラ政府から，今次召還に関する正式な通知を受けていない。

カ　１１日，非同盟諸国会議は，プレスリリースを発出し，オバマ米大統領がベネズエラへの制裁措置を１年間延長したことを非難し，米国にベネズエラとの対話を呼びかけた。

キ　１４日，オバマ米大統領は，マスコミのインタビューを受け，ベネズエラの経済危機は，政権運営の問題であると指摘し，合法的な政府を選出した上で経済政策改革に着手すべきであると発言。

ク　１５日，マドゥーロ大統領は，合法的に選出された政府の交替が必要とのオバマ米大統領の発言は，ベネズエラへの内政干渉に他ならないと批判した。

ケ　１５日，外務省はコミュニケを発出し，オバマ米大統領による，現合憲政府を承認しない傲慢かつ内政干渉的な発言を拒絶すると表明。

コ　２４日，Ｇ７７＋中国は，今般の米国政府によるベネズエラ政府に対する一方的な制裁措置の延長を非難する声明を発出。

サ　ＵＮＡＳＵＲ（３月３０日付），メルコスール（３月３０日付），ＣＥＬＡＣ（４月１日付）は，米国によるベネズエラに対する国家緊急事態宣言の延長を非難するコミュニケを発出。

（２）国際機関等による当国情勢への関与

ア　６日，アルマグロＯＡＳ事務総長は，薬や食料不足等，ベネズエラの人道上の情勢を憂慮する旨表明するとともに，政治囚が存在することは民主主義に悪影響を及ぼすとの見解を示した。また，同事務総長は，チリ最高裁がチリ政府に対して，ＯＡＳ米州人権委員会がベネズエラに特別ミッションを派遣し，セバージョス前サンクリストバル市長及びロペス大衆意志党党首の現状を確認するように働きかけるよう要請したことを賞賛。

イ　２７日，フランシスコ・ローマ法王は，ベネズエラ国民が直面する困難な状況を想起しつつ，ベネズエラにおいて全ての関係者間における対話と協力が模索されるべきであると発言。

（３）対キューバ，米国関係

２１日，キューバ訪問中のオバマ米大統領及びカストロ・キューバ国家評議会議長が，首脳会談後の共同記者会見において，ベネズエラの経済をはじめとする情勢の不安定化は，米大陸全体に影響を及ぼしかねない懸念事項であると発言。

（４）対中国関係

２１日，姜建初（Jiang Jianchu）中国最高人民検察院副検察長官が，当国を訪問し，ロドリゲス外相，オルテガ・ディアス検事総長等と会談し，司法分野における人材育成等の二国間協力関係について協議。

（５）対ロシア関係

ア　２５日，モスクワにおいて，ラブロフ・ロシア外相は，友好国ベネズエラは，国外勢力による破壊工作の脅威に晒されており，ラ米・カリブ諸国が，政治介入若しくは権力へのアクセスの一つの手段としてのクーデターを一致団結して非難していることをロシア政府は評価すると述べた。

イ　３１日，ロドリゲス外相は，ラブロフ・ロシア外相と電話会談し，共通の関心事項について協議。

（６）対キューバ関係

ア　１１日，ロドリゲス外相は，キューバを訪問し，ラウル・カストロ・キューバ国家評議会議長，ロドリゲス・キューバ外相及びマルミエルカ・キューバ外国貿易・外国投資大臣とそれぞれ会談し，二国間関係強化のための協議を行い，両国の友好関係を確認するとともに，カストロ議長から，マドゥーロ政権への無条件の支持と米国による制裁延長を非難する意向が示された。

イ　１８日，マドゥーロ大統領は，キューバにおいて，ラウル・カストロ・キューバ国家評議会議長と会談し，経済・金融・エネルギー・社会・文化関連プロジェクトを推進するための２０１６年キューバ・ベネズエラ二国間協力にかかる年次計画に署名。同日，カストロ国家評議会議長は，マドゥーロ大統領に，ホセ・マルティ勲章を授与。

ウ　１８日，キューバ訪問中のロドリゲス外相及びマルミエルカ・キューバ外国貿易・外国投資大臣は，ジカ熱・デング熱・チクングニア熱の総合対策を骨子とする２０１６年二国間保健分野協力協定に署名。

エ　１８日，ロドリゲス外相，ペレス・アバド産業・商業大臣，デル・ピノ石油鉱業大臣，カストロ農業生産性・土地大臣，メロ保健大臣は，キューバ・ベネズエラ・ハイレベル合同委員会会合に出席し，経済活性化に向けた生産性向上（医療，農業，産業，観光，鉱業）に特化した二国間協力アジェンダである２０１６～２０３０年アクションプランにかかる取組について協議。

オ　１９日，マドゥーロ大統領は，約２時間半，フィデル・カストロ前キューバ国家評議会議長と会談。

（７）コロンビア和平への協力

３０日，フランク・パール・コロンビア政府代表及びアントニオ・ガルシアＥＬＮ代表は，当国外務省において，和平対話合意書に署名するとともに，最終合意書に署名し，最終的かつ公正な和平を達成するための開かれた交渉を行っていくことで合意した旨発表。

（８）その他

ア　２日，ロドリゲス外相が，ジュネーブで開催された国連人権理事会ハイレベル会合に出席し，人権擁護国としてのベネズエラの社会政策の成果等について演説。

イ　５日，チャベス前大統領３回忌にモラレス・ボリビア大統領等ラ米各国首脳が当国を訪れ，マドゥーロ大統領等とともにチャベス前大統領の死を悼んだ。

ウ　１５日，マドゥーロ大統領は，当国を訪問した国連使節団と大統領府にて会談し，エセキボ領有権問題に関してジュネーブ協定（１９６６年）に則ったベネズエラの主張を説明。

エ　１６日，リリアン・ティントリ・ロペス大衆意志党党首夫人がスペイン国会を往訪し，当国恩赦法案を紹介した上で，同法案成立に向けた国際社会からの支援を求めた。

オ　２４日，ドミニカ共和国麻薬対策局は，ベネズエラよりドミニカ共和国に入国したベネズエラ人国家警備軍４名及び現地で右４名を迎えた１名の計５名からコカイン３５９キロを押収。２６日，同５名は麻薬密輸の容疑で逮捕されたが，２７日，同国裁判官は，同５名に対し釈放を言い渡した。

カ　３１日，カルロス・コレイア・ギニアビサウ共和国首相が当国を訪問し，ロドリゲス外相と会談（４月５日まで滞在予定）。

 (了)